

# 神戸大学の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る審査基準

(平成17年5月10日制定)

改正 平成25年3月28日

令和4年4月6日

## I 開示

本学の保有する個人情報について開示請求があったときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）により、開示請求に係る保有個人情報に次のいずれかに掲げる情報（不開示情報）が含まれている場合を除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示する。

### 1. 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（個人情報保護法第78条第1号）

#### 【不開示と考えられるものの具体例】

- 1) 請求があった病院のカルテ、職員・学生の健康相談の記録等の情報のうち、開示することが病状等の悪化をもたらすことが予見されているもの
- 2) 児童虐待を受けた児童本人に関する情報を加害者である親が法定代理人として開示請求する場合
- 3) 配偶者からの暴力を受けた被害者と同居する児童本人に関する情報を加害者である親が法定代理人として開示請求する場合

### 2. 開示請求者以外の個人に関する情報（個人情報保護法第78条第2号本文）

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

#### 【不開示と考えられるものの具体例】

次に掲げるもののうち、開示請求者以外の個人に関する情報

- 1) 職員・学生の自宅住所・電話番号等
- 2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- 3) 健康診断・カウンセリングの記録
- 4) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- 5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、定期試験の答案、レポート、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- 6) 推薦入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料
- 7) 学生指導関係文書
- 8) 反省文
- 9) 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ）
- 10) 卒業論文、修士論文、博士論文等

ただし、次の情報は開示する。（個人情報保護法第78条第2号ただし書）

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

#### 【開示と考えられるものの具体例】

- 1) 研究者総覧
- 2) 叙勲・褒章受章者名簿等
- 3) 請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

#### 【開示と考えられるものの具体例】

- 1) 医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの等

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

**【開示と考えられるものの具体例】**

1) 文書に付された総務課長、総務係長等の職名等

3. 法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報(個人情報保護法第78条第3号)

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

**【不開示と考えられるものの具体例】**

1) 「共同型協力研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ

2) 工事請負者施工成績一覧等

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

**【不開示と考えられるものの具体例】**

1) 企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないと条件が付されたもの等

ただし、イ、ロに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は開示する。(個人情報保護法第78条第3号ただし書)

4. 審議検討等情報(個人情報保護法第78条第6号)

○ 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

**【不開示と考えられるものの具体例】**

1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

2) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録

3) 人事選考(採用、昇任等)の記録等

○ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

**【不開示と考えられるものの具体例】**

1) 入試制度改革素案(出題科目変更案等)等

○ 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

**【不開示と考えられるものの具体例】**

1) キャンパス移転候補地リスト(地方公共団体との交換文書など)

2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録等

5. 事務又は事業支障情報(個人情報保護法第78条第7号)

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

**【不開示と考えられるものの具体例】**

1) 麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い、保管に関する情報

2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報等

ハ 監査, 検査, 取締役, 試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ

【不開示と考えられるものの具体例】

- 1) 学部入試, 推薦入試, 大学院入試等の出題者及び採点者の名簿
- 2) 入試制度改革関係資料等

ニ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 国, 独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

【不開示と考えられるものの具体例】

- 1) 入札前の予定価格, 積算内訳書
- 2) 大学が当事者となっている訴訟に関する資料等

ホ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

【不開示と考えられるものの具体例】

- 1) 人事異動原案
- 2) 人事選考(採用, 昇任等)関係資料
- 3) 勤務評定関係記録等

ト 独立行政法人等, 地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し, その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの

## II 訂正

本学の保有する個人情報について訂正請求があったときは, 個人情報保護法により, 当該訂正請求に理由があると認めるときは, 当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で, 当該保有個人情報の訂正を行う。

## III 利用停止

本学の保有する個人情報について利用停止請求があったときは, 個人情報保護法により, 当該利用停止請求に理由があると認めるときは, 本学における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で, 当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行う。ただし, 当該保有個人情報の利用停止をすることにより, 当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは, この限りでない。

### 附 則

この基準は, 平成 17 年 5 月 10 日から施行し, 平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則 (平成 25 年 3 月 28 日)

この基準は, 平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則 (令和 4 年 4 月 6 日)

この基準は, 令和 4 年 4 月 6 日から施行し, 改正後の神戸大学の保有する個人情報の開示, 訂正及び利用停止に係る審査基準の規定は, 令和 4 年 4 月 1 日から適用する。